

(公表用様式)

業務再点検結果報告

組織名	大臣官房国際部貿易関税チーム	連絡先	03-3501-4079
所管する業務の概要	・農林水産物・食品の輸出促進 ・関税割当、特別緊急関税及び輸入割当の調整 等		

1. 基本的な心構え・行動			
・現在行っている取組や工夫		・点検によって得られた課題とその改善策	
輸出促進対策については、地方輸出協議会や輸出セミナー・商談会事業の機会に本省から担当官が参加し、課題と対策等について協議することとしている。		初めての方でも室内に入りやすくする環境の向上が必要であり、室の入口に受付カウンターを設置し、外部からの来訪者への対応を改善する。	
輸出促進対策については、日本の食料自給力の向上を通じて消費者の利益につながるものと理解し、地方公共団体とも連携しつつ、その意義の広報に努めている。		今後とも、輸出促進及び関税制度の概要、必要性等について一層の理解が得られるよう、輸出促進におけるセミナー事業等の機会を見つけて説明を行う。	

2. 政策・事業等の企画立案・推進			
・現在行っている取組や工夫		・点検によって得られた課題とその改善策	
地方農政局等担当者会議、TV会議を開催するほか、各地方農政局の活動内容について定期的に報告を求めることとした。		本省と地方農政局等とが対等な立場から提言・意見等を率直に言い、議論できる関係を築くことが必要であり、地方農政局等担当の各種研修の受講機会を一層増加させる。	
輸出促進対策について、きめ細かな情報提供を行うこととし、地方ブロックごとに輸出促進協議会、セミナー・商談会等を開催している。		輸出促進対策については、事業者の状況に応じた情報提供ができるよう、トピックごとに絞った資料など、多様な資料を準備するよう努める。	

3. リスク管理	
・現在行っている取組や工夫	・点検によって得られた課題とその改善策
関係部局（JETRO）と連携し「輸出の失敗事例」を取りまとめ、共有を図った。	輸出促進対策については、事業者の状況に応じた情報提供ができるよう、トピックごとに絞った資料など、多様な資料を準備するよう努める。
補助事業の申請手順・様式を見直し、簡素化するとともに、事業者をきめ細かく指導できるよう、執行の一部を地方農政局等に移管した。	地方農政局等が、一層きめ細かな対応を行えるよう、資料の提供、事務経費の配分等を充実させる。

4. 食の安全に関する取組	
・現在行っている取組や工夫	・点検によって得られた課題とその改善策
諸外国の食品安全に係る規制・制度について、パンフレット等により情報提供を行っている。	諸外国の食品安全に係る規制・制度について、変更の動きを含めて広くサーベイすることとし、幅広い商品に渡る案件については、輸出促進担当が積極的に対応する。

5. その他の重要な取組	
・現在行っている取組や工夫	・点検によって得られた課題とその改善策